

霧ヶ峰自然再生推進計画策定調査の実施状況について

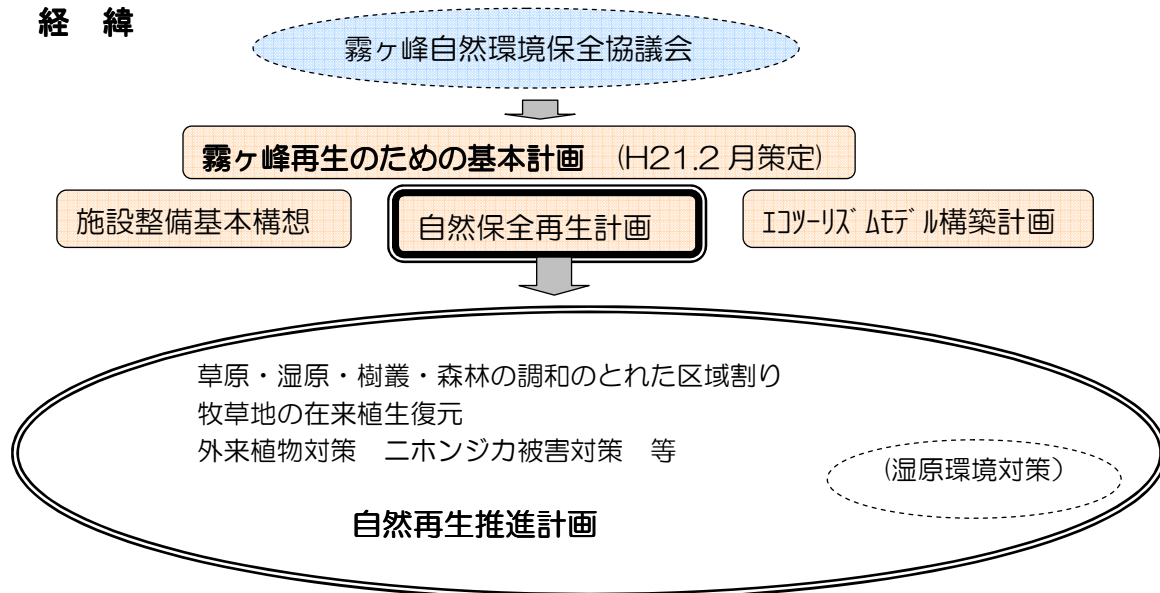
自然保護課

霧ヶ峰自然再生推進の計画の策定に必要な調査
(天然記念物を除く)の実施について

1 目的

人々の生活様式の変化、交通の発達による人の入り込み、ニホンジカによる食害等により近年著しく変化した霧ヶ峰の自然の保全・再生を行うため、基本計画に基づく自然保全再生計画を策定するに当たり、科学的なデータの収集、現地調査を実施し、生態系の観点からの詳細な調査を行う。

2 経緯



3 内容

○ 霧ヶ峰全域の植物相調査

計画策定のための基礎データ、草原の区域割りの基礎資料とする。

全域に自生する植物の種類を科学的に把握する。

○ 植生調査と保全・再生手法の検討

草原、樹叢、森林の区域割り設定の資料とし、目標植生を実現するための再生手法を科学的根拠に基づき確立する。

光、水、土壌等のデータ観測から生育環境による植生を把握する。

○ 外来植物への対応と植生復元

種ごとの繁殖原因の究明、防除方法等を確立し、在来種の再生に繋げる。

駆除実験区を指定し駆除方法を実験しながら種類、分布、生育環境等を把握する。

霧ヶ峰自然再生推進計画等検討会の今後の進め方について

1. 策定スケジュールの変更経過

当初計画では、「霧ヶ峰自然再生推進計画〈仮称〉」と、「天然記念物保存管理計画〈仮称〉」の策定については、平成21年度末までに計画を策定することとなっていた。しかし、平成21年6月10日及び8月3日に開催された自然再生等検討会の議論の中で、1年ないし2年では策定が困難であるということが判明し、平成23年度末までの計3カ年で計画を策定する予定とし、10月29日に開催された第10回みらい協議会に報告し、了承を得た。

2. 「霧ヶ峰自然再生推進計画〈仮称〉」について

県の平成22年度当初予算において「霧ヶ峰自然再生推進計画策定」のための予算措置ができたことから、平成22～23年度の2カ年において計画策定のための調査を実施することとする。（実施内容は協議事項（1）アのとおり）

なお、自然再生推進計画等検討会に自然再生推進計画のワーキンググループを設け、霧ヶ峰生物多様性研究会との連携を図りながら検討を進める。また、調査結果を必要に応じて検討会へ報告することとする。

以上、第4回霧ヶ峰自然再生推進計画等検討会資料より抜粋

霧ヶ峰自然再生推進計画策定調査について、平成22～23年度の2カ年に渡って業務委託を締結し、今年度の調査が年度末まで行われるため、自然再生推進計画等検討会（自然再生部会）での検討作業は平成24年度から実施する。

このため、平成23年度末までとしていた「霧ヶ峰自然再生推進計画〈仮称〉」の計画策定予定を平成25年度中としたい。